

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県税条例等の一部を改正する条例
- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例
- 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

### 【解 説】

- 公布した条例の解説

税務課

〃

〃

〃

市町村課

医療推進課

長寿社会課

総務学事課

## 目次

担当課（室）

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二中「条約(」を「租税条約(」に改める。

第四十三条の二第一項中「前条」の下に「及び第五十六条」を加え、同条第三項及び第七項中「にあつては」を「には」に改め、同条第八項中「においては」を「には」に改める。

第七十一条の三第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「の本数は」を「(加熱式たばこを除く。)」の本数は」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(法第七十四条の三の二に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けたる小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第七十二条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第十条の二第三項中「第三十七条の七まで、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第一号イの表(7)中「が四十五万円」を「が五十五万円」に、「四十万円以上四十五万円」を「五十万円以上五十五万円」に改める。

第四十二条の二ただし書及び第四十二条の二の二ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第四十九条第三項中「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改め、同条第四項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第五項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第四十九条の三及び第四十九条の四中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第五十条第二項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項及び第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「第七十二条の三十三の二第一項」を「第七十二条の三十三第一項」に、「においては」を「には」に改める。

第七十一条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。  
第七十二条中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。  
第七十二条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号に」を「次に」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「は、新条例」を「は、岡山県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十六項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十七項の表附則第八項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」

に改め、同表附則第九項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十項の表第七十三条の四の二の項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の表第七十三条の六第二項の項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県条例第四十三条の二の改正規定 公布の日

二 第一条中岡山県条例第四十二条の二の改正規定及び同条例附則第十条の二第三項の改正規定

平成三十一年一月一日

三 第二条及び附則第九項の規定 平成三十一年十月一日

四 第三条の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。) 平成三十二年四月一日

五 第三条中岡山県条例第七十一条の三第三項及び第七十二条の改正規定並びに附則第十項から

第十五項までの規定 平成三十二年十月一日

六 第三条中岡山県条例第三十三条の改正規定及び次項の規定 平成三十三年一月一日

七 第四条及び附則第十六項から第二十一項までの規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第二十二項の規定 平成三十四年十月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第三条の規定による改正後の岡山県条例第三十三条の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

4 施行日前に岡山県条例第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第七十二条の二第一項第一号及び第二号の売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第一号に規定する製造たばこ(岡山県条例及び岡山県条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第五項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第八項において「製造たばこ」という。)を施行日に販売のため所持する岡山県条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出した

ものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 附則第四項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第一条の規定による改正後の岡山県税条例の規定中たばこ税に関する部分（同条例第七十一条の三第一項、第七十二条、第七十一条の二及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条の三第二項	前項	岡山県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岡山県条例第五十一号。次項及び第七十三条の四の二において「平成三十年改正条例」という。）附則第四項
第七十一条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第四項
第七十三条の四の二	第七十三条の二 申告を	平成三十年改正条例附則第五項 平成三十年十月三十一日までに申告を
第七十三条の六第一項	法第七十四条の二十第一項から第三項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十条第六項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二十第一項並びに法第七十四条の二十第二項及び第三項
第七十三条の六第二項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日）

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第四項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を

受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、岡山県税条例第七十三条の三の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十三条の二の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

10 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

11 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

12 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

14 附則第十一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の岡山県税条例の規定中たばこ税に関する部分（同条例第七十一条の三第一項、第七十二条、第七十二条の二及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条の三第二項	前項	岡山県税条例等の一部を改正する条例 (平成三十年岡山県条例第五十一号。次 項及び第七十三条の四の二において「平 成三十年改正条例」という。) 附則第十

			第七十一条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十一項
			第七十三条の四の二	第七十三条の二	平成三十年改正条例附則第十二項
		申告を			平成三十二年十一月二日までに申告を
			第七十三条の六第一項	法第七十四条の二十第一項から第三項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十二条第六項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二十第一項並びに法第七十四条の二十第二項及び第三項
		経過する日			経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十一日前である場合には、同日）

15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、岡山県条例第七十二条の三の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十三条の二の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

16 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

17 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

18 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載

した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

20 附則第十七項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の規定による改正後の岡山県税条例の規定中たばこ税に関する部分（同条例第七十一条の三第一項、第七十二条、第七十二条の二及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条の三第二項	前項	岡山県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岡山県条例第五十一号。次項及び第七十三条の四の二において「平成三十年改正条例」という。）附則第十七項
第七十一条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十七項
第七十三条の四の二	第七十三条の二 申告を	平成三十年改正条例附則第十八項 平成三十三年十一月一日までに申告を
第七十三条の六第一項	法第七十四条の二十第一項から第三項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三条第六項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二十第一項並びに法第七十四条の二十第二項及び第三項
第七十三条の六第二項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十年三月三十一日前である場合には、同日）

21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十七項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、岡山県税条例第七十二条の三の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十三条の二の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

22 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十二号



地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者（平成三十年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同条第一項に規定する整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の同条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者（遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十三号

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「地域経済牽引事業促進法省令」という。）第二条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第六条に規定する同意基本計画に定められた地域経済牽引事業促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内に設置した者に係る県税の課税免除について、岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の特例を定めるものとする。

(不動産取得税の課税免除)

第二条 知事は、地域経済牽引事業促進法省令第一条に規定する同意日(当該同意日の同意が平成三十一年三月三十一日までに行われたものに限る。以下「同意日」という。)から起算して五年内に、対象施設を促進区域内に設置した地域経済牽引事業促進法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下「施設設置者」という。)については、その者の申請により、当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税を免除することができる。

2 前項の規定により不動産取得税の課税免除の申請をする施設設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、岡山県税条例第六十二条の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 住所又は所在地
- 三 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

四 事業の種類

五 課税免除の対象となる不動産の種類、所在、取得年月日並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工予定年月日、家屋にあつては家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

六 その他参考となるべき事項

(固定資産税の課税免除)

第三条 知事は、施設設置者については、その者の申請により、当該対象施設の用に供する構築物(同意日以後に取得したものであつて当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)である地方税法第七百四十条に規定する大規模の償却資産に対して、同法第三百四十二条の規定により市町村が最初に固定資産税を課すこととなる年度以降三箇年度内において課する固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税の課税免除の申請をする施設設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、岡山県税条例第三百二十二条の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 住所又は所在地
- 三 個人番号又は法人番号
- 四 事業の種類
- 五 課税免除の対象となる償却資産の種類及び取得年月日

六 その他参考となるべき事項

(その他)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 第二条の規定の適用を受けようとする者で、平成三十年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成六年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「のピラ(岡山県知事の選挙の場合に限る。)」を「及び第四号のピラ(」に改める。

第五条中「に定める枚数を」を「又は第四号に定める枚数を」に、「同号」を「同項第三号又は第四号」に改める。

第七条中「に定める枚数」を「又は第四号に定める枚数」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年三月一日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十五号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。  
ト 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院  
第五条第一項第三号及び同条第二項第一号中「チまで」を「リまで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の貸付金の返還免除に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十九条第一項」を「附則第二十一条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率を段階的に引き上げる等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税等の不均一課税の対象となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の期限を延長したものである。

◎ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例について

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するため、不動産取得税及び固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めたものである。

◎ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法の一部改正に鑑み、岡山県議会の議員の選挙におけるビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について

介護保険法の一部改正に鑑み、看護学生奨学資金の返還に係る債務の免除の要件に介護医療院において看護業務に従事することを加える等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。